

政策 1 - 1

1. 政策名

不良債権処理の着実な実施

2. 政策の目標

(目標)

金融システムの健全化に向けて、不良債権処理を引き続き着実に実施するため、平成14年4月に公表した「より強固な金融システムの構築に向けた施策」等を踏まえ、市場規律と厳格な資産査定の下、信託を含むRCC¹の機能の積極的な活用を図りつつ、不良債権の最終処理を具体的目標(原則1年以内に5割、2年以内に8割目処)に沿って確実に進めるための所要の措置を講ずる。

(業績指標) 各種施策の実施状況等

(説明)

当庁においては、金融機関の抱える不良債権の最終処理を促す観点から、不良債権の洗い出し、不良債権処理の促進、RCC機能の拡充等の取組みを行ってきています。これは、不良債権の最終処理が、金融機関の収益力の改善や、貸出先企業の経営資源の有効利用などを通じて、新たな成長分野への資金や資源の移動を促すことにつながるものであるからです。

また、上記目標に明記されていませんが、平成14年10月に公表された「改革加速のための総合対応策」においては、金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、不良債権処理を加速することにより、金融仲介機能の速やかな回復を図るとともに、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にし、金融及び産業の早期再生を図るための取組みを強化することとされました。

当庁では、これに対応し、「金融再生プログラム」²の取りまとめなどを行いました。

3. 現状分析及び外部要因

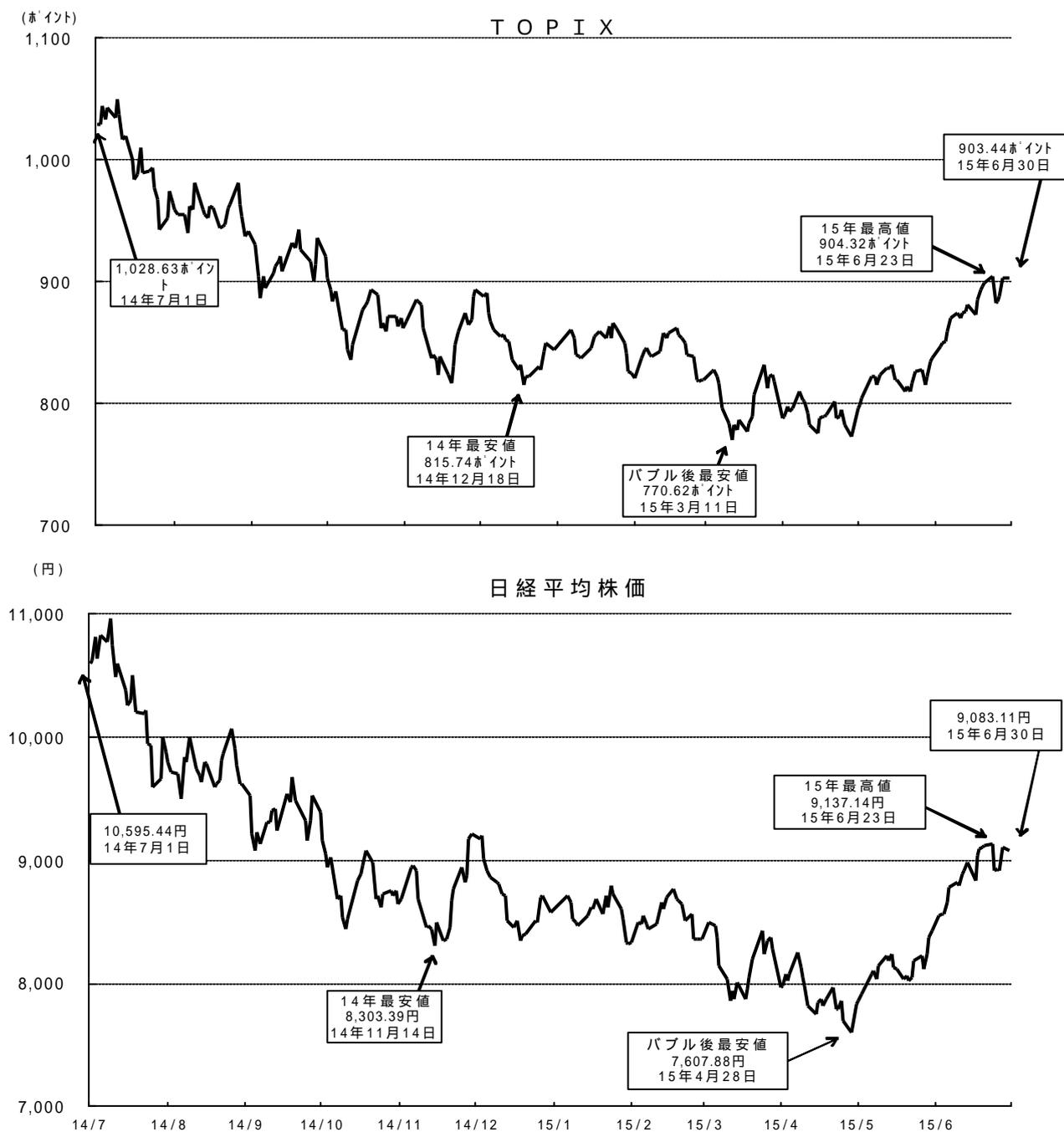
我が国の経済情勢を見ると、依然としてデフレや資産価格の下落が続いています。デフレは企業の実質債務負担を増加させ、地価の下落は担保価値を引き下げ、金融機関の経営環境を厳しいものとしています。

¹ 株式会社 整理回収機構 (The Resolution and Collection Corporation(略称: RCC) (<http://www.kaisyukikou.co.jp/>)

² <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021031-1.pdf>

デフレと不良債権問題との間には相互関係があり、集中調整期間³の後にデフレを克服するためにも、金融再生プログラム等の着実な実施による、より強固な金融システムの構築が必要です。

【資料 1 - 1 - 1 株式市況の動向】



³集中調整期間は、中期的に民間需要主導の成長を実現するための重要な準備期間（2004年度まで）。

【資料 1 - 1 - 2 国内総支出等の推移】

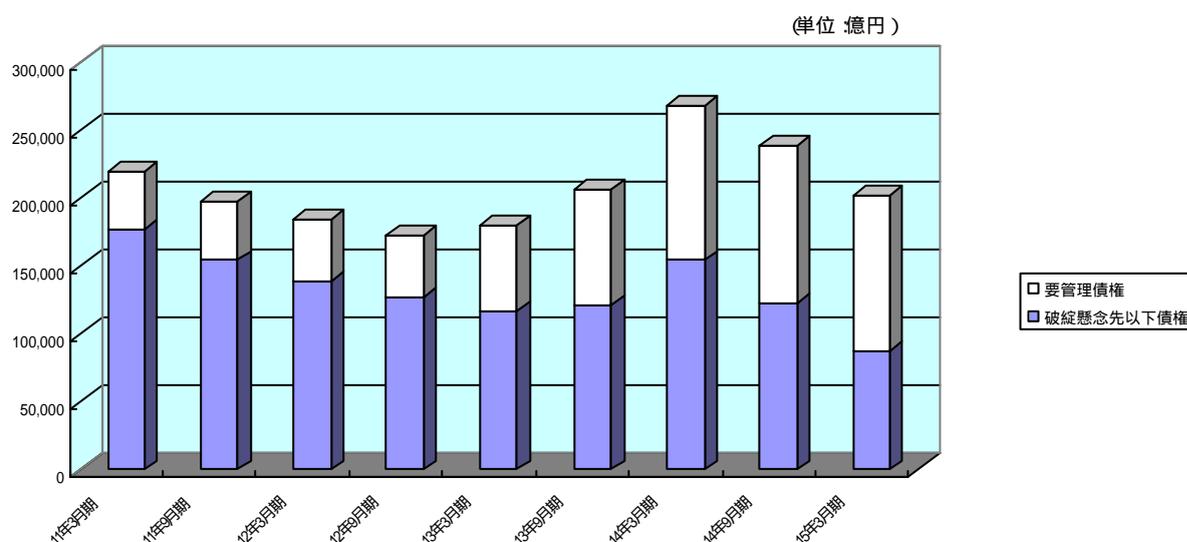
	14年4 - 6月	7 - 9月	10 - 12月	15年1 - 3月
実質国内総支出 (%)	1.3	0.6	0.4	0.1
名目国内総支出 (%)	0	0.2	0.5	0.4
企業収益 (%) (経常利益、全規模)	16.8	20.5	22.7	10
企業倒産件数 (件)	4780	4763	4,586	4,458
完全失業率 (%)	5.3	5.4	5.4	5.4
国内企業物価 (%)	1.2	1.9	1.3	0.8
消費者物価 (%)	0.9	0.8	0.5	0.2

全国市街地価格指数 (平成12年3月末=100)	13年9月	14年3月	14年9月	15年3月
住宅地	93.9	91.7	89.5	87.3
商業地	86.1	81.8	77.6	73.6

(注) 実質国内総支出及び名目国内総支出は季節調整済前期比。経常利益、国内卸売物価及び消費者物価は前年同期比。また消費者物価は生鮮食品を除く総合を記載。

出所：全国市街地価格指数については、(財)日本不動産研究所、その他は内閣府「月例経済報告関係資料」

【資料 1 - 1 - 3 主要行の金融再生法開示債権の推移】



4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

不良債権の最終処理

主要行の破綻懸念先以下の債権（新規発生分）については、3 年以内にオフバランス化⁴につながる措置を講ずるという枠組みの中で、オフバランス化を一層加速するため、原則 1 年以内に 5 割、2 年以内にその大宗（8 割目途）について所要の措置を講ずるとの具体的な目標を設定しています。

当庁においては、その進捗状況について、オフバランス化の類型ごとの状況について定期的にヒアリングを実施するなど、具体的処理目標に沿った取組みが行われるよう、フォローアップを行っています。

金融再生プログラム

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず、主要行の不良債権問題を解決する必要があります。そこで、平成 16 年度末までに主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指し、主要行の資産査定を厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について行政を強化することとしました。

こうした観点から、平成 14 年 10 月に取りまとめた「金融再生プログラム」について、同年 11 月に公表した作業工程表⁵に基づき、着実に推進しています。その具体的な実施状況は別表 1 のとおりです。

リレーションシップバンキングの機能強化

中小・地域金融機関は、主要行とは異なる特性を有するので、不良債権問題の対応にあたっては、リレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当であることから、「リレーションシップバンキング」のあり方⁶を金融審議会において多面的な尺度から検討した上で、アクション

⁴ オフバランス化とは、債権放棄などにより貸借対照表（バランスシート）上の不良債権を落とすことをいう。

⁵ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021129-1.pdf>

⁶ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20030327-1.pdf>

プログラム⁷を策定し、同プログラムに盛り込まれた措置を着実に推進しています。その具体的な実施状況は別表2のとおりです。

(2) 評価

不良債権の状況

平成15年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は35.3兆円と、14年3月期に比べ7.9兆円減少しました。また、主要行の金融再生法開示債権残高は20.2兆円と、14年3月期に比べ、6.5兆円減少しました。

これは、債務者の業況悪化に伴う新規発生等の一方で、オフバランス化が進展したこと等によるものです。

【資料1-1-4 15年3月期における金融再生法開示債権の増減要因】

	(単位：兆円)	
	全国銀行	主要行(注)
金融再生法開示債権	7.9	6.5
うち 要管理債権	+0.1	+0.2
[増減要因] 債務者の業況悪化等	+4.1	+2.9
危険債権以下からの上方遷移	+1.5	+1.4
健全債権化	2.3	1.5
危険債権以下への下方遷移	3.1	1.9
その他	0.1	0.6
うち 危険債権・破産更生等債権	8.0	6.7
[増減要因] オフバランス化	15.1	10.8
債務者の業況悪化等	+6.7	+3.7
特別検査の影響	+0.4	+0.4

(注) 主要行は、新生銀行、あおぞら銀行を除く11行ベース。

不良債権の最終処理

平成15年3月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、別表3にみられるとおり、目標に沿ったオフバランス化が進められています。

こうしたオフバランス化の進展により、金融再生法開示債権でみる主要行の不良債権比率は14年3月期の8.4%から15年3月期には7.2%に低下しています。平成14年10月には金融再生プログラムが策定され、「平成16年度末までに主要行の不

⁷ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2.html>

良債権比率を現状の半分程度に低下」という目標が定められましたが、平成 14 年下期には不良債権比率は 0.9%低下しており、不良債権処理が進捗しています。

RCC の機能の活用

金融機関の不良債権の迅速なオフバランス化の確実な実現を図るために RCC の機能を活用していますが、その実績は、以下のとおりです。

ア．改正金融再生法施行後の平成 14 年 7 月から 15 年 6 月末までの間における、RCC による不良債権買取の実績は 1 兆 9,690 億円（元本ベース）と法改正前の約 5 倍のペースに拡大しました。

イ．平成 14 年 11 月に取り扱いを開始した「中小企業再生型信託スキーム」⁸ の利用実績は、15 年 6 月末までで 175 件となっています。

ウ．金融機関と共同して、企業グループの再生を図るために、再建計画を検証した上で不振子会社向け債権等の買取りなどを行う「RCC 企業再編ファンド」等を設立しました。

エ．平成 15 年 3 月に、RCC の保有する債権のバルクセールを行い、債権元本で 2,638 億円を売却し、さらに、同年 6 月には、証券化を目的として、金融機関等の保有する債権とともに RCC の保有する債権 1,942 億円を SPC⁹ に売却しました。

5. 今後の課題

デフレの継続等、厳しい経済環境が続いていますが、日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るために、主要行の不良債権問題を正常化させる必要があります。このため、金融再生プログラムに盛り込まれた措置を着実に実行するとともに、RCC の機能の一層の活用や、産業再生機構との連携など、企業再生に向けた取組みを推し進める必要があります。

なお、中小・地域金融機関の不良債権問題については、リレーションシップバンキン

⁸ 「中小企業再生型信託スキーム」とは、RCC の信託機能等を活用し、再生可能性のある中小企業等の不良債権を RCC に信託し、RCC が企業再生のための助言等を行うとともに、再建計画の進捗状況を確認することを通じ、その再生をサポートするスキーム、又は、RCC の信託・買取機能等を活用し、再生可能性のある中小企業等の不良債権を RCC に集約、RCC が再建計画に積極的に関与することにより、その再生をサポートするスキームをいう。

(http://www.fsa.go.jp/news/14_news.html (平成 14 年 11 月 22 日公表))

⁹ 特定目的会社 (Special Purpose Company (略称: SPC))

グの機能強化に関するアクションプログラムを着実に実施するなかで、中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、不良債権問題も同時に解決していく必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっています。デフレの継続等、厳しい経済環境の下で、今後、金融再生プログラムに盛り込まれた措置を着実に実行する等の対応が必要です。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、「主要行の平成14年度決算について」等、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 「主要行の平成14年度決算について」(平成15年5月26日)
- ・ 「不良債権の状況等」(平成14年8月2日、平成15年2月7日、平成15年8月1日)
- ・ 「主要行に対する特別検査の結果について」(平成15年4月25日)
- ・ 「主要行における自己査定と検査結果との格差について」(平成14年11月8日)
- ・ 各金融機関の決算関係資料 等

9．担当部局

総務企画局信用課信用機構室、検査局総務課、監督局総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融危機対応室、銀行第1課、銀行第2課

「金融再生プログラム」の実施状況

別表1

平成15年6月30日現在

項目	実施状況
1. 新しい金融システムの枠組み (1) 安心できる金融システムの構築 (ア) 国民のための金融行政	
(イ) 決済機能の安定確保	「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を公布(12月18日)。
(ウ) モニタリング体制の整備	「金融問題タスクフォース」を設置(12月27日)。これまでに8回開催。
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮 (ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行免許認可の迅速化について直ちに対応。 ・中小企業貸出信託会社について検討中。あわせて、信託業について、金融審議会の「信託に関するワーキンググループ」において検討中。
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	R C Cにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設(11月22日)。
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	平成14年度健全化計画から適用。
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。 ・検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関する説明会等の集中的実施。
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁(10月25日)・財務局等(11月1日)に開設。P R用チラシを地方自治体、商工会・商工会議所等に配付。 ・15年3月末現在の受付情報件数を公表(4月21日)。
「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインで得た情報を整理・分析し、検査・監督で活用。 ・監督上必要と認められるものについては、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分。
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結	
(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備 日銀特融による流動性対策	必要な場合には、直ちに対応。
預金保険法に基づく公的資金の投入	必要な場合には、直ちに対応。
検査官の常駐的派遣	「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表(4月4日)。
(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革 経営者責任の明確化	厳しく対応する方針。
適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」)	「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表(4月4日)。
事業計画のモニタリング	「金融問題タスクフォース」を設置(12月27日)。
(ウ) 新しい公的資金制度の創設	金融審議会に「公的資金制度に関するワーキンググループ」を設置(12月19日)。これまでに11回開催。

項 目	実施状況
2．新しい企業再生の枠組み	
(1) 「特別支援」を介した企業再生 (ア) 貸出債権のオフバランス化推進	的確に対応。財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。
(イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用	預保・RCCにおいて、「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を公表(12月20日)。
(ウ) DIPファイナンスへの保証制度	「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(12月16日)。
(2) RCCの一層の活用と企業再生	
(ア) 企業再生機能の強化	RCCにおいて、「RCCの企業再生機能の強化について」を公表(11月22日)。
(イ) 企業再生ファンド等との連携強化	預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(12月20日)。
(ウ) 貸出債権取引市場の創設	全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(3月28日)。
(エ) 証券化機能の拡充	預保・RCCにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(12月20日)。
(3) 企業再生のための環境整備	
(ア) 企業再生に資する支援環境の整備	・産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(11月12日)。
(イ) 過剰供給問題等への対応	・経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(2月26日)。
(ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定	・「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(4月9日)。
(エ) 株式の価格変動リスクへの対処	
(オ) 一層の金融緩和の期待	
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	・産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(12月19日)。 ・「株式会社産業再生機構法」を公布(4月9日)。同機構設立(4月16日)。
3．新しい金融行政の枠組み	
(1) 資産査定に厳格化	
(ア) 資産査定に関する基準の見直し 引当に関するDCF的手法の採用	・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表(2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(2月25日)。
(イ) 引当金算定における期間の見直し	・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表(2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(2月25日)。
(ウ) 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一	平成15年1月よりスタートする検査から適用。
(エ) デット・エクィティ・スワップの時価評価	取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行(11月11日)、日本公認会計士協会(11月12日)に要請。

項 目	実施状況
再建計画の厳格な検証	「再建計画検証チーム」を設置（12月24日）し、平成15年1月以降の検査において検証。
担保評価の厳正な検証	主要行に法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化および自行評価（子会社評価を含む）の運用の強化を要請（3月14日）。
(イ) 特別検査の再実施	「特別検査等の実施結果について」を公表(4月25日)。
(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表	主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(11月8日)。
(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	金融審議会の報告（12月16日）を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正、主要行に平成15年3月期決算からの実施を要請（3月31日）。
(2) 自己資本の充実	
(ア) 自己資本を強化するための税制改正 引当金に関する新たな無税償却制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省に要望（11月7日）。 ・平成15年度与党税制改正大綱において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた（12月13日）。
繰戻還付金制度の凍結措置解除	
欠損金の繰越控除期間の延長検討	
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正な評価について主要行に要請（11月11日）。 ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において検討中。これまでに7回開催。
(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認	日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(2月25日)。
(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討	事務ガイドラインの改正を公表(2月21日)。
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において検討中。これまでに7回開催。
(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請(4月4日)。銀行法施行規則等を改正(4月14日)。 ・日本公認会計士協会において、業種別監査委員会報告「自己資本比率算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱いについて」を公表(4月15日)
(3) ガバナンスの強化	
(ア) 外部監査人の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会に要請（11月12日）。 ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(2月25日)。
(イ) 優先株の普通株への転換	「公的資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」を公表（4月4日）。
(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出	
(エ) 早期是正措置の厳格化	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
(オ) 「早期警戒制度」の活用	事務ガイドラインの改正を公表（12月10日）。
4. 今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会において、報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表(3月27日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表（3月28日）。

「リレーションシップバンキングの機能強化に向けたアクションプログラム」の進捗状況

平成15年7月25日現在

項目	詳細・進捗状況
中小企業金融の再生に向けた取組み	
1. 創業・新事業支援機能等の強化 (1) 融資審査態勢の強化	各金融機関に要請(3月28日)
(2) 「目利き研修」の集中的実施	各業界団体に要請(3月28日)
(3) 産学官のネットワーク構築・活用等(「産業クラスターサポート会議」の立上げ)	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関に要請(3月28日) ・産業クラスターサポート金融会議の実施方法等について、各財務局に指示(4月28日)。 ・近畿財務局で全国初の会議開催(5月21日)後、6月12日までに全財務局において開催。
(4) ベンチャー企業育成支援のための日本政策投資銀行等との連携強化	各金融機関に要請(3月28日)
(5) 中小企業支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関に要請(3月28日) ・中小企業支援センターと地域金融機関の連携・活用事例等を各財務局を通じ、各金融機関へ情報提供(4月28日)
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	
(1) 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備	各金融機関及び各業界団体に要請(3月28日)
(2) 取引先企業への支援業務にかかる銀行法等における具体的な考え方の整理・公表	事務ガイドラインを改正・公表(6月30日)
(3) 要注意先債権等の健全化等の取組強化及び実績の公表	各金融機関に要請(3月28日)
(4) 中小企業等支援スキル向上研修プログラムの実施	各金融機関に要請(3月28日)
(5) 中小企業等の財務・経営管理能力の向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	各金融要請に要請(3月28日)
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み	
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消、迅速再生を図るための取組み	各金融機関に要請(3月28日)
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成	各金融機関に要請(3月28日)
(3) デット・エクティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用	各金融機関に要請(3月28日)
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCCの信託機能の積極的活用	各金融機関に要請(3月28日)
(5) 産業再生機構の活用についての検討要請	各金融機関に要請(3月28日)
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の積極的な活用	各金融機関に要請(3月28日)
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修プログラムの集中的な実施	各業界団体に要請(3月28日)
4. 新しい中小企業金融への取組の強化	
(1) 担保・保証に過度に依存しない融資促進のため、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、過度な第三者保証利用の抑制	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表(7月目途)

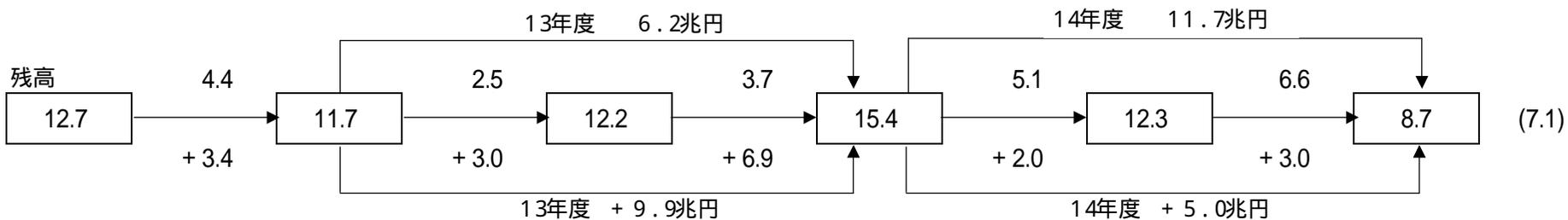
項目	詳細・進捗状況
(2) 金融庁に研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、法制上、会計上の視点等から具体的に検討し、モデル取引事例に関する考え方を作成・公表各業界団体に対し、その具体化に向けた事務レベルの検討を要請	「新しい中小企業の法務に関する研究会報告書」において中小企業の財務再構築に関する基本的考え方の明示（7月16日）
(3) 証券化等に対する積極的な取組み	各金融機関及び政府系金融機関等に要請（3月28日）
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	各金融機関に要請（3月28日）
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	各金融機関に要請（3月28日）
(6) 個別の協同組織金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討	協同組織中央機関に要請（3月28日）
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化 (1) 貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方の明示	「新しい中小企業の法務に関する研究会」の報告書を踏まえ、事務ガイドラインを策定・公表（7月目途）
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置及び四半期毎の開催	実施要領について各財務局に指示（5月27日）。岡山財務事務所で開催（6月12日）後、6月末までに全都道府県で会議上げ
(3) 相談・苦情処理機能の強化等	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表
6. 進捗状況の公表 上記施策の進捗状況にかかる公表及び取りまとめ	各金融機関及び各業界団体に要請（3月28日）
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み 1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化 (1) 各金融機関の資産査定の厳格化及び適切な償却・引当確保	
自己査定と金融庁検査の格差是正（適切な自己査定及び償却・引当の実施）	各金融機関に要請（3月28日）
担保評価の厳正な検証	各金融機関に要請（3月28日）
協同組織金融機関における金融再生法開示債権の保全状況の開示	各金融機関に要請（3月28日）
(2) 早期警戒制度に大口与信等に関する「信用リスク改善措置」の導入	事務ガイドラインを改正・公表（6月30日）
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上 (1) 各金融機関の収益管理態勢の整備状況に関する重点的モニタリング	業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底
(2) リスクに見合う金利設定を行っていくための体制整備	・各金融機関に要請（3月28日） ・業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底
(3) 金融機関の経営の合理化促進に向けた、事務のアウトソーシング、余剰資産の有効活用等に関する取扱いの明確化	事務ガイドラインを改正・公表（6月30日）

項目	詳細・進捗状況
3.ガバナンスの強化 (1) 株式会社非公開銀行に関する、公開銀行と同様の開示の体制整備・実施	株式会社非公開銀行に対し要請(3月28日)
(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上 各金融機関への半期開示の実施	各金融機関に要請(3月28日)
外部監査の実施対象の拡大等	検討中
総代会の機能強化に向けた取組み	各業界団体に要請(3月28日)
協同組織中央機関による、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実	協同組織中央機関に要請(3月28日)
(3) 経営(マネジメント)の質に関するモニタリングの強化	直ちに実施。評価方法等の整備について今年度中に策定することとしている「総合的な監督指針」の一環として検討中
4. 地域貢献に関する情報開示等 (1) 各業界団体における地域貢献に関するディスクロージャーのあり方の検討・公表 上記検討結果を踏まえた各金融機関における情報開示の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各業界団体に要請(3月28日) 地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について各業界団体が公表 地銀 7月17日 第二地銀 6月20日 信金 7月25日 信組 7月目途
(2) 中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実	具体的な実施方法等について検討中
(3) 中小・地域金融機関の利用者等の評価に関するアンケート調査	具体的な実施方法等について検討中
5. 法令等遵守(コンプライアンス) 不祥事事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等、監督上の措置の厳正な運用	厳正な運用について、各財務局に徹底
6. 地域の金融システムの安定性確保 (1) システミックリスクが発生するおそれが生じた場合の「特別支援」の枠組みを即時適用	必要な場合には、直ちに対応
(2) 協同組織中央機関における、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みの強化	協同組織中央機関に要請(3月28日)
(3) 公的資本増強行に対する監督上の措置等に関する運用ガイドラインの整備	「公的資金による資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について」を策定・公表(6月30日)
7. 監督、検査体制 (1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定	今年度中を目途とした策定に向けて検討中
(2) 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の周知徹底及び改訂	<ul style="list-style-type: none"> 周知徹底に向けた説明会の実施等 改訂に向けて作業中
アクションプログラムの推進体制 1. 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出、同計画の実施状況についてフォローアップの実施等	<ul style="list-style-type: none"> 機能強化計画の記載要領を各財務局に通知(6月20日)し、各金融機関に説明(6月下旬) 機能強化計画の提出について、財務局から銀行法第24条に基づく報告徴求(6月下旬)
2. 「集中改善期間」における上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績の公表	具体的な方法等について検討中
3. アクションプログラムの着実な実施に向けた金融庁における体制整備	具体的な体制整備等について検討中

主要行の破綻懸念先以下債権の状況 (兆円、%)

要処理額

12年 9月期	13年 3月期	13年 9月期	14年 3月期	14年 9月期	15年 3月期	要処理額
12.7 (15/3までに処理)	8.3 (34.9%)	6.6 (48.1%)	4.7 (63.3%)	3.4 (73.4%)	1.2 (90.8%)	(0.5) (96.1%)
(新規発生) (16/3までに処理)	3.4	2.6 (24.0%)	1.9 (45.3%)	1.2 (63.6%)	0.6 (82.1%)	(0.5) (85.7%)
	(新規発生) (17/3までに処理)	3.0	2.0 (33.5%)	1.5 (51.6%)	0.8 (74.7%)	(0.5) (82.5%)
		(新規発生) (17/3までに処理)	6.9	4.3 (38.5%)	2.1 (69.0%)	(1.8) (73.8%)
			(新規発生) (18/3までに処理)	2.0	1.0 (48.4%)	(0.8) (60.1%)
				(新規発生) (18/3までに処理)	3.0	(3.0)



(注) 要処理額は、オフバランス化につながる措置を講じた債権残高を除いた額。